

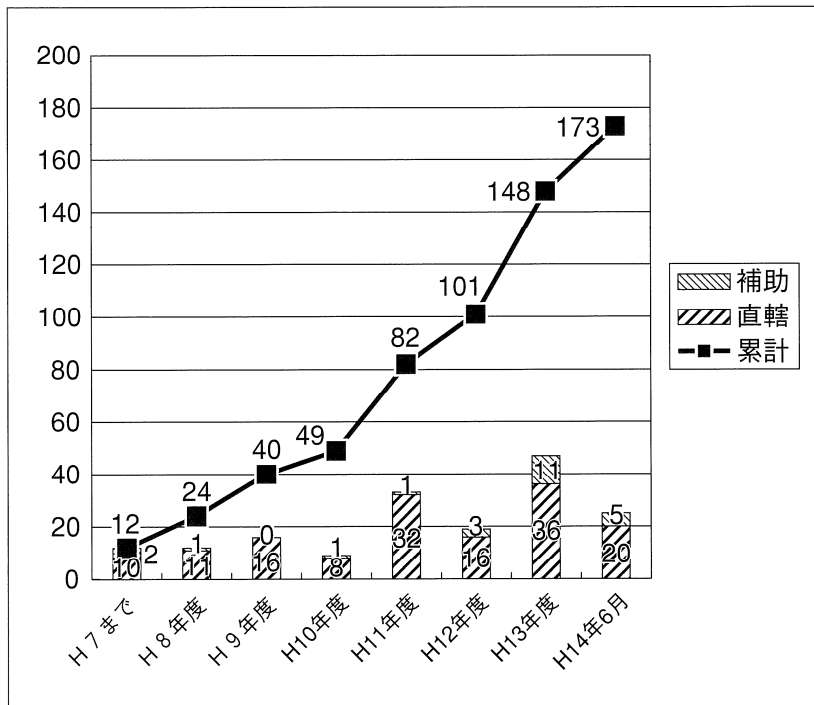
□ 洪水ハザードマップのとりくみ

国土交通省河川局治水課課長補佐 塩澤 賢一

はじめに

洪水ハザードマップは、破堤、はん濫等の水害時における人的被害を防ぐことを主目的に市町村が作成する浸水情報、避難情報を載せた地図です。従前からその作成の推進が図られてきましたが、昨年7月の水防法の改正により「浸水情報」の公表が進み、洪水ハザードマップの作成が大いに進むことが期待されています(図1)。

洪水ハザードマップ作成・公表状況
(平成14年6月現在)



先日の台風 6 号では、阿武隈川水系の郡山市において、事前に作成された洪水ハザードマップに基づき、24,600 世帯、62,000 人に避難勧告及び指示が出されましたが、前回平成 10 年の洪水に比べ、問合せ件数が減るなど住民の的確な避難行動が可能であったとの一報を受けています。

改正水防法の趣旨

近年、治水事業の着実な進展により、大河川の氾濫によるきわめて甚大な水害は減少している一方で、都市化の進展に伴う人口及び資産の集積により、ひとたび氾濫が発生したときの被害が甚大となるおそれが高まっており、特に、住民の生活と密着した都道府県知事管理の中小河川の破堤等による災害は依然として後を絶ちません。

また、1 日寺間に 100 mm を超えるような集中豪雨の頻発などから、毎年のように各地で水害が発生しており、特に平成 12 年 9 月に発生した東海水害においては、地下空間の浸水、ライフラインの麻痺など都市型水害としての課題に様々な指摘を受けたところです。

このような現状を踏まえ、平成 13 年 7 月水防法が改正され、洪水予報対象河川の拡充や洪水予報河川について浸水想定区域の公表及び浸水想定区域に応じた円滑かつ迅速な避難の確保を図るなどの措置が講じられました。

水防法の改正の概要

(1) 洪水予報河川制度の拡充(10 条の 2 関係)

洪水予報河川制度は、河川が氾濫するおそれがある水位に達するかどうかの見込みを予報し、住民に周知するもので、住民が洪水予報によって避難の準備を行い、はん濫する前に時間的な余裕をもって安全な場所に避難することを可能とするものです。

今回の法改正では、東海水害において国土交通大臣管理河川の庄内川で洪水予報が的確になされたのに対して、制度がなかったために都道府県知事管理河川の新川でなされなかつたことを踏まえ、新たに都道府県知事が洪水予報を行うことができるようになりました。

(2) 浸水想定区域制度の創設(10 条の 4、10 条の 5 関係)

浸水想定区域制度は、洪水予報河川制度を受けて、洪水予報河川には浸水想定区域の指定を義務づけるとともに、適切な避難場所の設定等の円滑かつ迅速な避難のための措置を講じることにより、一層効果的な住民の避難の確保を図るものとして、今回の法改正により創設されたものです。

浸水想定区域は、洪水予報河川において河川整備の基本となる計画降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域のことで、市町村地域防災計画には、洪水想定区域ごとに、洪水予報の伝達方法、避難場所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定め、市町村長は住民にこれらの事項を周知するよう努めることとしています。この住民への周知に当たって、浸水想定区域に避難場所等を記載した地図、いわゆる洪水ハザードマップが作成活用される

ことが望ましいとされています。

また、必要に応じて、市町村界を超えた避難場所の設定等の広域的な水災に対する避難措置を定めることができるものとしています。

(3) 地下空間における避難措置について(10条の5関係)

地下街等の地下施設については、浸水を地上から集水する閉鎖的な空間であるため、地上と比較して水災上の危険が生が高く、平成11年の東京・福岡における集中豪雨では地下街等の浸水により死亡者がでるなどの惨事が発生し、平成12年の東海水害においても、地下鉄等に大きな浸水被害が発生したところです。

不特定多数の人が利用する地下空間は、一般の人には、「雨にぬれずによいところ」と思われがちですが、一度限度を超える集中豪雨があると、地上での状況もつかめなまま浸水被害にあってしまう、階段は滝のようになって逃げられないということもあり得るのです。このため、地下空間については、洪水予報の伝達もより迅速に行われるべきであることから、市町村地域防災計画にその伝達方法を定めることとしています。

この措置を受けて、平成14年3月28日、「地下空間における浸水対策検討委員会」(委員長:塚越功慶鷹大学教授)から「地下空間における浸水対策ガイドライン・同解説」が発表されました(<http://www.mlit.go.jp/river/saigai/tisiki/bousai/index.html>に全文掲載)。

このガイドラインは、地下空間の設計または管理を行う者が浸水対策上留意すべき設計又は管理方法についての指針です。また、ガイドラインの解説として、マウンドアップなどの設計上の留意点や浸水センサーの設置など地上での浸水状況を地下空間にいる人に確実に伝える情報伝達の施設が例をあげて解説されています。

改正水防法の運用状況について

(1) 都道府県知事管理の洪水予報河川の指定について

都道府県知事管理河川の洪水予報河川の指定については、平成14年5月31日に愛知県の庄内川水系新川、6月1日から岐阜県の本曾川水系長良川上流部と神通川水系宮川において指定され、運用が開始されました。また、新川については、同時に浸水想定区域も公表されています。概ね半数程度の都道府県で今後1,2年内の指定にむけて取り組んでいるときいています。

(2) 浸水想定区域の指定・公表と洪水ハザードマップ

国土交通大臣管理の洪水予報河川は、現在109水系192河川ありますが、平成14年7月5日現在、78水系133河川で浸水想定区域の指定・公表が行われており(図2)、その他の河川でも順次作業が進められています。これを市町村の区域でみると、全国の国土交通大臣管理の洪水予報河川(109水系192河川)には、約1200市町村の区域が含まれると想定していますが、これまでに696市町村に浸水想定区域の通知が行われています。

洪水ハザードマップは、平成14年6月1日現在173市町村において作成されています(表1)。

洪水ハザードマップ公表一覧（平成14年6月1日現在）

整備局名	直轄河川	補助河川
	市町村名	市町村名
北海道	留萌市、北村、千歳市、鶴川町 豊頃町、霧別町、恵庭市、音威子府村 風連町、湧別町、美幌町、月形町 江別市、北広島市	
	14	0
東北	五所川原市、弘前市、八戸市、花巻市 一関市、盛岡市、東山町、川崎村 水沢市、花泉町、岩沼市、名取市 鹿島台町、涌谷町、中田町、ニツ井町 西仙北町、大曲市、本荘市、中山町 真室川町、三川町、大石田町、村山市 鶴岡市、福島市、郡山市、須賀川市、	南郷村、軽米町、いわき市、白河市 西郷村
	28	5
関東	ひたちなか市、水戸市、五霞町、足利市 佐野市、桐生市、明和町、板倉町、朝霞市 富士見市、志木市、狭山市、上福岡市 所沢市、和光市、大井町、三芳町 北川辺町、大利根町、平塚市、北区 市川大門町、石和町	那須町、黒磯市、茂原市
	23	3
北陸	上越市、白根市、京ヶ瀬村、糸魚川市 青海町、豊野町、飯山市、湯川村 会津若松市、亀田町、横越町	
	11	0
中部	伊那市、多治見市、土岐市、小笠町 大東町、菊川町、伊豆長岡町、函南町 韭山町、大仁町、清水町、豊橋市、豊川市 新城市、小坂井町、一宮町、西尾市 碧南市、安城市、岡崎市、豊田市 西春町、江南市、津島市、師勝町 新川町、岩倉市、西枇杷島町、春日井市 春日町、香良洲町、津市、鈴鹿市 松阪市、伊勢市、御園村、小俣町 長島町、八開村、立田村、楠町	瑞浪市、東浦町、大府市、知多市 阿久比町、知立市
	41	6
近畿	紀宝町、福知山市、高槻市、寝屋川市 枚方市、川西市、加古川市	岸和田市、枚方市、印南町
	7	3
中国	鳥取市、倉吉市、米子市、日吉津村 湖陵町、益田市、和気町、熊山町 真備町、清音村、広島市、三次市、防府市	泊村、岩美町、御津町、豊北町
	13	4
四国	飯山町、大洲市、松山市、伊野町 中村市、土佐市	
	6	0
九州	北九州市、田川市、久留米市、武雄市 日田市、栗野町	川辺町、鹿児島市
	6	2
沖縄		西原町
		1
全国	149	24

総数

173

6月には東京都で、神田川流域の杉並区、千代田区、新宿区、文京区で公表されました。

神田川は、典型的な都市河川で、流域の大部分が下水道であるため、河川からのはん濫による浸水のみでなく、下水道などの内水による浸水も表現されています。また、7月には名古屋市で公表されるなど、大都市の中小河川の流域でも洪水ハザードマップの作成が着実に進んでいます。

浸水想定区域や洪水ハザードマップの公表状況、図の入手先などの情報は、国土交通省河川局のホームページに、「洪水・氾濫情報の所在地情報」

(<http://www.mlit.go.jp/river/saigai/tisiki/syozaiti/index.html>)というクリアリングハウスを掲載していますので、ご活用ください。リンク先では実際の浸水想定区域図が見られるところもあります。

(3) 今後の取り組み

国土交通省の政策目標(アウトカム)である「災害による被害の軽減」のための業績指標のひとつとして「ハザードマップ認知率(洪水)」をあげており、法律改正前の平成12年度4%に対して、平成18年度の目標を70%(ただし、直轄管理区間の河川のみ)としています。

洪水ハザードマップが単に作成・公表されているだけではなく、住民の目にとまり、使ってもらい、理解してもらうことではじめてカウントされるという趣旨で指標を設けております。

今後、認知の構造についての調査や全国的な認知率把握のための調査等を進めるとともに、認知率の向上手法についての検討を進めてまいりたいと考えております。